

災害救助の協力に関する協定

群馬県知事（以下「甲」という。）と社団法人群馬県歯科医師会長（以下「乙」という。）とは、災害時における災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「災害救助法」という。）に基づく救助に万全を期すため、次により協定を締結するものとする。

（救助の協力）

第 1 条 乙は、災害救助法に基づいて甲が行う救助のうち、医療に関する救助の実施について、この協定に定めるところにより協力するものとする。

（救護班の編成）

第 2 条 乙は、災害に備え、乙の会員を班員とする救護班を相当数編成するものとする。

2 乙は、甲から救護班の派遣要請があった場合は、要請に応じることができない場合など、正当な理由がある場合を除き、直ちに救護班を被災地に派遣するものとする。

（医療施設の利用）

第 3 条 救助は救護班によることを原則とするが、急迫した事情のある場合、医療施設に収容して救助を行う必要がある場合等において、乙は、乙の会員が所有する医療施設の利用について協力が得られるよう調整するものとする。

（救助の範囲）

第 4 条 乙が行う救助の範囲は医療とし、その内容は、群馬県災害救助法施行細則（昭和 35 年規則第 26 号。以下「救助法施行細則」という。）第 4 条に定めるところによるものとする。

（医薬品及び衛生材料）

第 5 条 救助に必要な医薬品及び衛生材料（以下「医薬品等」という）は原則として、乙の会員の手持ちのものを使用するものとする。

なお、救助に必要な医薬品等に不足が生じたと認める場合、乙はその分の補給を甲に求めるものとし、甲は、その求めに応じ補給の措置を講ずるものとする。

（救護班等の報告）

第 6 条 救護班の班長及び医療施設の長は、救助を行った場合においては必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。



(費用弁償)

第7条 甲は、この協定に基づく救助に要した費用については、救助法施行細則に定めるところにより、費用弁償を行うものとする。

(扶助金)

第8条 甲は、この協定に基づく救助活動に従事した者が、このために負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合においては、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)に定めるところにより扶助金を支給するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(その他)

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期限終了前1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がされないときは、期間終了の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。